

議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成29年4月25日(火)
会議時間 12時59分開会 15時09分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 原 紀夫
副委員長 : 桜井崇裕
委 員 : 北村光明、高橋政悦、佐藤幸一、安田 薫
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 一般質問の答弁書の必要性等について
(議会活性化特別委員会で提起した項目1・3・8・9・10)

(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長 : (原紀夫) 議会活性化特別委員会を始める。町長選以降、諸般の事情で委員会を開催していなかったが、本日再開することとなった。今日の議題である「一般質問の答弁書の必要性」について、過日の委員会で執行側と協議をするということになっていた。4月11日に執行側と会ってその考えなどを聞いてきたので報告したい。「一般質問の答弁書の必要性」について皆さんの了解が得られれば、残りの事案について協議をしていきたいと考えているのでよろしく願います。

(1) 一般質問の答弁書の必要性について

委員長 : 執行側との協議については、議会側から委員長、議長、事務局長、執行側から町長、副町長、総務課長が出席した。協議で出た双方の意見等は配付資料のとおりであるが、答弁書の必要性については執行側に理解をしてもらったと思っている。まずは執行側との協議で出た双方の意見等について疑問点等があれば受けながら議論をしたい。一通り目を通してから進めたいと思う。皆さんに了解いただければ次回の全員協議会の中で全議員に説明をして同意をいただきたいと考えている。一般質問の議論を深めるために答弁書が必要だということについては了承してもらっていると思う。答弁書の配付については希望する方だけに当日の朝に配付するという方向性で話をしているが、質問台で一般質問をしているときに自席へ配付すると不公平にならないという話があった。いかがか。

佐藤委員 : 配付資料の「最近はやや疑問のような一般質問がある」というのは、どのようなことか。

委員長 : 一般質問は町長へ所信を問う立場で尋ねるものだが、疑問とは予算委員会のように数値など細かいことを聞くようなこと。

高橋委員 : 配付資料に事前協議で出された意見等が列挙されているが、結論としてどこに落ち着いたのかが全然読み取れない。不公平がないようにとあるが、何に対する不公平なのかもわからない。通告は「具体的に記載し」と書いてあるのに、「通告も要旨として受理しており」となっており、全く相反する言葉になっている。この資料には結論が載っていないので、何をどう判断していいのかわからない。

委員長 : この資料は、我々と執行側との中で出た意見を書いているので、結論が出ているというわけではない。この意見をもとに皆に諮って決めていくということ。

高橋委員 : 要するに、「一般質問の答弁書の必要性」については、この委員会の中で結論を求めるとはではなく全員協議会で決めるということなのか。

委員長 : 委員会で決めてから全員協議会に諮るとのこと。この資料を踏まえて、皆さんの考え方を聞いてからまとめて全員協議会に諮る。

桜井委員 : 答弁書を希望しない議員は今まで通りの一般質問でいいと思うが、答弁書をもらうとなると再質問に影響しないのか。再質問しても答弁は変わらないということになると、再質問がなかなかしづらいことも考えられる。

委員長 : 一般質問の中のやりとりの中で、執行側が当初答弁したことが動くことはあると思う。一般質問の答弁書を出してもらうということは、文書で出すので執行側にとって時間もかかるし大変になるので、日程についても考え直さなくてはならないという話にもなる。今までと違って重たいものだという受け止め方をしている。

桜井委員 : お互いに読み上げるだけのセレモニー的なことは控えた方がいいという話があった。議員の質を上げるだとか、質問も重たいことを理解してもらわなければいけないなどの話が出ているが、果たして答弁書が必要なのか。

委員長 : 桜井委員が言われていることを含めて、議長と私のほうで執行側に出向いて話し合いをしてきた。資料に出ていることは決まったことではない。こうした方がいいということがあれば、皆さんから意見をいただきたい。

北村委員 : 事前協議の中で、執行側として基本的に答弁書を出すことはやぶさかではないと理解しているのか。答弁書の作成期間の日程の問題もあるが、調整すればいいということなのか。

委員長 : 答弁書を出す方向については納得してくれていると思う。

北村委員 : 2日間で答弁書を作成するのは難しいとあるが、もう少し期間が必要ということか。

委員長 : 執行側としては、今まで2日間の作成期間でぎりぎり出している。答弁書としてしっかり固めて出すからには、日程的に幅がないと難しいと担当課のほうで言っている。出す方向で考えるとそういう形にならざるを得ないという話。

ここにいる委員の皆さんが答弁書をもらうことに了解しているという認識で進めている。文章になっていれば数字などを聞き漏らさないので、議論を深めることに非常に役に立つという気がしている。管内10町村が出しているのは、そういうところに原因があると思う。高橋委員はどうか。

高橋委員 : 答弁書があれば議論を深める基にはなると思う。

北村委員 : 議員がどのような質問をして、執行側がどのような答え方をしたかということを、議会だよりのように公表するわけなので、もちろん双方にそれなりの責任が生じる。その時の思いつきで言うようなことは基本的になくなるのではという気がしている。

委員長 : 全くその通り。

桜井委員 : 「再質問しなければならぬと思っているのではないか」とあるが、これは執行側の考え方か。

委員長 : 一般質問する人が、再質問はしなくていいのに、どうしてもしなければと思っているということ。

桜井委員 : これは執行側からの問いかけなのか。

加来議長 : 前回の委員会の中で一般質問の答弁書が必要という意見が多いということを前提に、委員長と執行側と協議した。その中で課題として意見が出たものである。これは基本的に再質問ありきで1回目の質問をしているのではないかという話。1回目の一般質問で答えが出れば、再質問する必要はない。最初の一般質問の中で、答弁をもらった後に予め再質問をするという議員がいる。基本的に再質問ありきで質問するものではない。そういうことを執行側で感じている人がいるということ。

桜井議員 : 今まで答弁書が無かったので、実際に通告をして執行側からどういう答弁されるかわからないという思いの中で、こういう回答をもらった場合にはこういう再質問をしようと考えていた。また違う形の中では、調査したものを上手く執行側に伝えられるかという思いでやっていた。

委員長 : 資料をしっかり揃えて再質問する準備をしている人もいれば、あまり深く考えないで言っている人もいる。議員それぞれによって変わるだろうという気がする。要するに、答弁書をもらうことによって、質問が深まり、疑問を解消できるほうへつながるといことが前提である。そのために、答弁書を作ったものを一字一句間違えずに読むということではなく、答弁する側も幅を持ったような答弁は必要だろうと思う。

桜井委員 : 全員協議会にはもっと集約した形の中で諮った方がいいと思うが。

北村委員 : 今桜井委員が言われたのは、全員協議会にかけの前にもう少し委員会で内容をまとめてから行ったほうがよいということか。

委員長 : 全員協議会には委員会の意向をまとめた後に諮ることになる。

北村委員 : 再質問ありきと受け止められる要素とはどういうものか。最初からピンポイントで実施できるかという質問をした場合、できないと答弁されたらそれ以上再質問できない。再度同じことを言わざるを得ないということになる。このため、最初に大枠のところから質問をして絞っていく形にせざるを得ないと思っている。

委員長 : そういう方法もあるだろう。私の方法は、できないと言われたら、こうしたらできるのに何故できないのかというふうに展開していくが。

北村委員 : そういうことを捉えて、再質問ありきと言っているのか。

委員長 : 今言ったことについては再質問ありきではないと私は認識している。

加来議長 : 質問の内容をしっかり出してもらわないと答弁書の作りようがないという執行側の思いがある。再質問をするために、1問目に何を言っているのか分からないような質問を出されても答弁書は作れないということ。議員もしっかりと調べた上で、自分がこういう思いがあつてこう変えたほうがいいのかと思うが町長の考えはどうなのかという質問書を出してもらわないと答弁書も的確に書けないことが前提にある。議員必携にも書いてあるが、自分の意見を入れて執行側の考え方を質することが一般質問の前提。それを踏まえた上で意見交換をすることになる。再質問のあり方を言っているのであって再質問をしてはいけないということではない。

北村委員 : 質問の仕方もいろいろあると思うが、オープンな質問から入り相手側が答弁した考え方に対して、自分の意見を踏まえた再質問をすることはあり得るかなと思う。これについてどうだという質問はなかなか難しいかなと思っている。

委員長 : 質問する人の思いがまちまちだと思うので、画一的に決められないところが相当あると思う。一般質問とはこういうものだというのをしっかりと議員の皆さんが認識していればそこからは逸脱しない。予算委員会のように質疑と同じようなやりとりで一般質問をすると答弁書がつくりづら

いということを行っている。

桜井委員：委員会としては、答弁書が必要だという前提で執行側と協議をしたが、先ほどのようにあるべき一般質問が徹底されれば答弁書もいらないうちかもしれない。執行側との意見交換の経緯を含めてこの委員会で議論をして全員協議会に諮るということでよいか。

委員長：答弁書をもらうということについては、委員の皆さんには同意してもらっていると認識している。答弁書をもらえればより深みのある議論ができるという認識にたつて考えてほしい。あまり深く掘り下げないで、答弁書をもらうといかに価値が出るかといったことを考えてもらいたい。

加来議長：一般質問の通告の受付の際に、何を質問したいのかということを経務局と確認した上で役場の庁議にかけて答弁書を作ってもらう。昔は、一般質問について簡単な箇条書きで出してきて、後から担当課から直接電話がきて調整してやっていた。それは本来の方法ではないということで、今は受付の時点でしっかりと質問の内容を把握した上で執行側に出しているのち、受付に時間がかかっている。基本的に従来そのままであるが、通告の際にきちんと文章にしてもらえればよいだけの話である。

委員長：一般質問を通告する際には、質問者が聞きたいことについて掘り下げて書くち答弁書も作りやすくなる。それについては議員の皆さんが努力をする必要があると思う。

加来議長：通告内容を詳しく書いてきてくれるち受付もすぐ終わる。執行側の言い方としては、答弁書を求めるならば、そういうことに取り組んでもらわないち答弁書が作れないということ。

委員長：文章は長くなつても、尋ねたいことが執行側に伝わり、きちんとした答弁書を作ってもらえれば、再質問をしないで分かつたということになる可能性はある。

桜井委員：国会や道議会を見ているが、会派があつて意見調整をしながら一般質問をしている。清水町の場合は、個人の議員がそれぞれの裁量で質問するので、同じ質問にならないように議長や事務局と調整する。同じ質問だったら今回は取り下げるといふ形になる。

委員長：同じ質問であつても、文章が長く尋ねたいことが書いてあれば、そういうことは相当減ると思う。議員同士や答弁書を作成する執行側のためにもそれぞれの議員がしっかりと質問内容を書いてもらわないち困るといふこと。

加来議長：同じような質問内容について、重複しないように取り下げてもらつたことはあるが、できるだけ内容を詳しく聞いた上で違う角度から質問をしてくださいなどの調整を受付時点で行っている。表題が以ていても文書を詳しく書いてくれれば、質問の趣旨が違うことを理解できるので、執行側も理解できると思う。

委員長：北村委員が先ほど言われた徐々に内容を絞っていく質問の仕方について、この答えをもらわないち次に進まないということではないと思うので、文章が長くなつてもまとめることはできると思う。

北村委員：箇条書きした方がわかりやすいかなと思つて、分けて書くようにしていた。

委員長：いろいろな方法があると思うが、執行側に伝わるようにすればいい。

北村委員：イエスカノーという質問をしてしまうと、ノーと言われたら別の切り口から言つてもノーのままになつてしまう。

委員長：私の場合はノーと言われたら自分の提案していることに近づける方向に持っていく手法をとっている。

北村委員：イエスカノーかという質問の仕方ではなくて、執行側がある程度答えやすいような質問の仕方をして、執行側の考えを述べてもらうちから、次の質問を引き出すということはあると思う。

委員長：道議会や帯広市議会に比べたら、本町は相当先に行っていると思つている。それより先に進めようと思つてくれれば、それぞれの議員の努力も必要になるが、前に行けると思つている。

北村委員：道議会のやり方が良いか悪いかはわからないが、見ている限りは議員が質問することによって何らかの成果を引き出したいという思いがあつて、事前調整的なやり取りがあるのだと思う。議会上でのやり取りだけ聞いているち決まっていることを読み上げているかのように見えるが、その背景には執行側と議員側との駆け引きがあると理解している。

加来議長：再質問を3回までと決めているところが多い。本町は時間の中で再質問は何回でもできるようになっている。道議会のように3回の中で方向性を出すといふのであれば、事前に考え方を聞くことや調整は必要になる場合もある。本町は、時間内であれば自分の考えを持って町長の施政方針を何回も質すことができるように改革をしているのでご理解願いたい。

委員長：執行側との事前協議内容を受けて、全員協議会に示すためにはどういふまとめ方をしたらよいかもう少し詰めたと思う。この他に答弁書をもらうにあつて、こういうところを入れて依頼したほうがいいち考えるべきことがあれば意見をいただきたい。

北村委員：現状の答弁書作成の日程では厳しいということなので、休会日数を増やすか事前通告日を早めることを考えざるを得ないのではないかと。

委員長：そのことについては、執行側も同じように考えている。どういう方向にするかは別として、現行の日程のままでは難しいという話をしている。

全員協議会に示すことについて、答弁書をもらうことでよいが、必要のない方には渡さないという形も示さないといけない。それから、配付する時期について、不公平がなく一番良い方法を考えた時に、事務局の助言もあったが、登壇して質問している時に事務局が答弁書を自席に置き、答弁書を見ながら執行側の答弁を聞くという方法がいいのではないかと。このことについてどう思うか。

北村委員：質問をしている最中に答弁書をもらって、答弁書を見ながら答弁を聞くという形になると、まさに決まったものを読み上げているかのような印象が強くなりすぎないか。

委員長：それは、朝一に一斉に配付しても同じではないかと思うが、皆さんの意見を聞きたい。

桜井委員：答弁書に合わせた形の中で答弁をもらわないと違うものになる。

委員長：答弁書を一字一句違わないように読むということではなくて、幅を持たせてはということでお互いに認識している。基本的なことからは外れないが、ある程度幅があるという認識はしてもらわないと困る。

高橋委員：再質問ありきの質問のどこが悪いかわからないし、そういうことに気を使う必要もない。箇条書きだったら答弁書が作りづらいというだけで作れないわけではない。完璧な答弁書を求めているわけではない。答弁は1つの項目に対してそのことだけでなく幅を広げて答えを出してくるのが本物。要するに、答弁は質問した議員を納得させるためのもの。質問の内容がこうだから答弁は出せないなどの話はこの委員会で議論するものではない。また、先に答弁書をもらうことについて不公平がないようにとあるが、何の有利になるのか分からない。答弁書の配付時期は出せる時にもらえればよいのでそんなことを考える必要もないと思う。答弁書の作成日数が足りないということについては、何日だったらできるのかを聞かないとそれに対応する日程調整もできない。それから、「通告は具体的に記載」とあるのに「通告は要旨」としているなど一見矛盾するような項目があるので、1項目ずつ納得できない部分について整理する必要がある気がする。

加来議長：前回の委員会の中で、答弁書を出してもらうという方向になり、執行側と協議をしたが、基本的には答弁書を執行側が出す義務はないので、議会側が執行側に要請をしていかなければならない。配付資料は執行側と意見交換した内容なので、その中の1つ1つについて良い悪いということではなくてそういう課題があると捉えて、よりよい方法を話してもらえればよい。

委員長：配付資料はお互いに言った意見を表記しただけのものなので1つずつ議論をするのではなく、全体で行えば済むことだと認識して進めていた。

桜井委員：質問の都度、事務局が答弁書を配付することについて、時間帯は上手く対応できるのか。また、答弁書が傍聴者にもいくのかいかないのか。

委員長：傍聴者にはいかない。事務局が配付することについては時間的な問題はないと思う。

高橋委員からいろいろ意見があったがそのことについてはどうか。

安田委員：高橋委員が言ったのが本当ではないかと思う。配付資料は、事前協議で出された意見の全部が出ているので、まとめなければならないと思うが。

委員長：安田委員は、今までのとおりでいいという考えか。

安田委員：今までのとおりというより、委員の皆さんの声があって答弁書が欲しいという形になったので、答弁書が必要な人には出してもらうということでもいいと思う。答弁書は一般質問をする当日の前には町長に行くと思うので、できたときに渡せば質問者にもう少し早く行くのではと思う。

委員長：休憩する。

【休憩 13:57】

【再開 14:18】

委員長：再開する。まずは、先ほど出ていた議員に配付する時間帯についてまとめたいと思う。不公平が無いようにというのも大事なこと。

北村委員：委員長が言われたように、一般質問している間に希望する委員のところに答弁書を配付するというのでいいと思う。

佐藤委員：それでいい。

安田委員：前日など、もう少し早くもらった方がいい。

佐藤局長：前回の委員会では当日の朝としてまとめていた。

安田委員：前回の委員会では当日の朝で統一しているのであればそれでいい。

高橋委員：当日の朝で十分だと思う。それよりも、不公平にならないようにとは、誰と誰の公平性を求めているのか。そこが納得できない。

委員長：質問者が10人いたら答弁書をもらう時間帯は同じであるが、1番の人はあまり目を通さないで見ているが、10番目の人はきめ細かくしっかり見て質問に生かせる。そういう面で不公平という話。

高橋委員：それのどこが不公平なのか。そうであれば、通告の受付時間の最初のほうに来ないで後のほうに来たらいい話。この場面で不公平とかの話をする事自体がナンセンスだと思う。

委員長：見解の相違というより他はない。私は不公平であるという見方をしたということ。

桜井委員：前回の委員会で配付時期について議論したが、基本的には当日の朝がいいということ。事案によっては取りに来れば前日にと議論もあったが、それはどうなったのか。

委員長：統一した取扱いにしないと事務局を含めて相当難しさがあるのではないかと思うが。

加来議長：事前に調べてから質問できるように一般質問の通告日を開会日の1週間前にしている。自分が一般質問の通告をしたら、その後に事務局を通してよいので積極的に質問に対する調査をしてもらえればと思う。前日に答弁書をもらわないと質問できないということにはならない。質問する側が調べた上で執行側に質問をする必要がある。何も知らないで質問することにはならないと思う。

委員長：朝か前日かどちらにするか。

佐藤局長：事務局側で気になっていることが1点。答弁書をもらってから目を通す時間を取るためには、遅く通告した方がいいと考える議員もいると思う。9時から12時まで通告を受けているが、後半のほうに通告者が殺到したら14時からの議会運営委員会に間に合わないことも起こる。今、朝9時に来てもらい14時の議会運営委員会にやっと間に合っている。

加来議長：昔みたいに抽選で順番を決めるという方法もある。朝一にもらうことについて公平か不公平かは皆が了承すればいいことであってどう考えるかである。

委員長：朝で統一することについてはどうか。

北村委員：先ほど述べた質問時に事務局から配るのがいいということは基本的に変わっていない。だが、朝配るといふならそれでもいいと思う。今まで答弁書が無かったので、答弁書が作られるということだけでも、意義があると思っているので。

佐藤委員：朝一でよろしいと思う。

安田委員：朝一でよろしい。

高橋委員：朝一で願います。

桜井委員：再質問ということを考えると、朝一にもらったほうが調査の上でもいろいろな対応ができると思うが、再質問の数が変わるかと言われたらそんなに変わらない気もする。

委員長：朝もらうことで統一したいが、それでよろしいか。
(よろしいの声あり)

委員長：朝もらうということで、要望しない議員には配付しないということも統一する。また、配付するのは本人だけで、傍聴者にも他の議員にも配らないこととする。
一般質問の通告書の内容についていろいろと意見が出ているが、この辺についてはどうか。

加来議長：再質問どうのこうではなく、基本的には趣旨がわかるようにできるだけ詳しく書いてもらうというのが、受付時の議長の要望である。

委員長：箇条書きはだめと言うことで統一するか。

高橋委員：そういう縛りはおかしいと思う。文章になっていると良くて、箇条書きがだめだということを決める権限はどこにもないと思う。

加来議長：基本的にということ。受付時に時間がかかるのかかからないのかの話である。

委員長：箇条書きにすると議長の受付時に、根掘り葉掘り聞くので時間がかかるのは間違いのないこと。

桜井委員：限られた文字の中で要旨がわかるように提出するので、箇条書きであろうと文章であろうと伝わればいいこと。そこは議員の裁量である。

委員長：執行側がきちんと答弁書を作れるような文章であれば問題ないということにする。
答弁書の作成の日程については、執行側としては現状では厳しいとのことであるので、これは事務局を含めて相談して決めさせてもらう以外ないのではないかと思うので、それでよろしいか。
(よろしいの声あり)

佐藤局長：先ほども言ったように、朝一斉に配付するとすると自分の質問時間まで時間が欲しい人の通告が遅くなる可能性がある。その対策として議長からは順番はくじ引きにするという案も出ていたので、その辺を協議してほしい。

委員長：そのことについて順番に聞いていく。

北村委員：通告を遅らせるということは私の場合ない。

佐藤委員：心配していない。いつものやり方でやる。前回と変わるような気はしていない。

安田委員：もし、固まるようであれば抽選するなどの方法を取ったほうがいい。

高橋委員：1番目に一般質問をやりたいという人の気持ちを聞きたい。

桜井委員：通告日は必ず9時に来ていた。自分の立場の中でいうと、早く終わらせたいからということ。

委員長：私の場合は、緊急性を含めて真っ先に前向きな答弁をもらいたいということ。それから、同じような質問が出そうだという時には、1番先に質問しようと思うことが時々ある。

北村委員：私の場合は自分の番が来るまで、気持ち的に待っているのがかなりつらい。他の人の一般質問を注意深く聞くための気持ちの余裕がなくなってしまうので、できれば早く終わらせたいと思うことはある。

佐藤委員：北村委員の言うとおりで早く済ませたいというのが本音。ただ、案件によっては待つことがあり、疲れる前にいい質問をしたいというのが本音。

安田委員：後ろの方がいい。答弁書が朝一にもらえるようになったら、後ろのほうががいいかなと思う。

高橋委員：先に終わってしまうとその後の集中力が持続しなく他の議員の話の聞きたくなくなる。自分の番が来るまでは緊張感を持って聞ける。そのような思いから後半のほうがいいと思っている。今回の答弁書に絡んで遅くしようという人は、この委員会の中では無いとしても、残りの人は後半に集中するかもしれない。通告後の14時からの議会運営委員会では一般質問の順位決めがあるが、今は通告順になっている。それを抽選にするというルールを決めてしまえばできるという気がする。

桜井委員：一般質問の順番が遅くなって、前に一般質問を行った議員に対する答弁を引用する言い方はしたくない。

委員長：皆さんの思いを聞いた。それを受けてどういう方法がいいのか意見をいただきたい。

北村委員：後半に集中しないように締切時間を早めて、受付時間を限定するという方法もある。

委員長：勤務時間内なので今の受付時間よりせいぜい30分くらいしか早くならない。

加来議長：例えば11時までにするなど規則的に締切を早めることは可能。ただ、14時の議会運営委員会までに間に合わせるためには事前にメモリーなどを出してもらうなどの工夫が必要になると思う。

委員長：メモリーを出すことができる人とできない人がいる。

加来議長：懸念されるのは、最後のほうに集中されると事務局は仕事をこなせなくなるがその部分をどのように払拭して対応できるかということ。

北村委員：締切時間を早めるというのがだめなら、抽選がいいかと思う。

委員長：締切時間を早めるというなら抽選という話も出ているが。

加来議長：事務局のほうではメモリー用の様式を作っている。パソコンを使う人はその様式にあわせて、メモリーで出してもらえれば効率はよい。早めに質問書ができていれば、前日にでも送ってくれれば打ち込み等は事務局が対応できる。

委員長：それが1番いい。

加来議長：ただ、順番がそれで決まるということではない。

委員長：事務局はそういう対応をしてもらえばスムーズにできる部分はあるだろう。

北村委員：私の場合は、その時にはできあがっていないことのほうが多いから、間に合わないことが多い。

委員長：ここでは決めづらいが、通告時間の締切時間を早めるか、抽選という意見が出ている。その中で前日にデータで出してもらえると事務局の事務がスムーズに進むということでその辺の努力をしてくれれば何とかなるような気がする。時間帯の関係と抽選も含めてどちらかということにする。その他に何か足すことあるか。

北村委員：答弁書が作られるとなると、議会だよりによりどのように載せるか。

委員長：どこを指して載せると言っているのか。今までと違ってきめ細かく質問を載せるということか。

北村委員：答弁書が作られたということで、一切本人以外に渡さないということでもいいのか。町民の目にも触れるようにすべきか。

委員長：一般質問の議論を深めるために、特別委員会で議論をし議員全員の同意を得て、答弁書を質問議員に配付することになったことは書いても問題ないのでは。

桜井委員：今配られている議会だよりでは、町長の答弁も載せている。マスコミの報道でもある程度の記事の中では執行側の答弁も出ている。だから何も問題はないと思う。

委員長：今言っているのは、答弁書を議員の皆さんに渡しているということを議会だよりに掲載するか載せないかの話か。

加来議長：北村委員は、町長からもらった答弁書を議会だよりに掲載しているのでは。当人だけに渡

すということで先ほど決めているのでそれは載せないということ。

佐藤局長：前回の委員会で、答弁書については希望制で本人だけへの配付なので当然傍聴者にもいかないという話をした。このことから答弁書が全部そろうかどうかともわからないので、公開しないという方向だった。

委員長：一般質問の答弁書については、その程度でいいか。

高橋委員：町長がその答弁書の内容と若干ずれた答弁をした場合、その時に再質問の中で質問議員が答弁書の中身と違う答弁というような表現をする可能性も出る。それは議員の中でルール違反だということとを位置づけないと取り留めがなくなるという気がする。

委員長：答弁書に幅を持たせた方がいいという話と関連性のある話であるが、町長が答弁書とまったく違うことを答弁すると問題は出てくる気はする。

北村委員：答弁書と町長の答弁が矛盾するようなことがあった場合は、再質問の中で質問議員は調整していただくというかたちで、決着はかって問題を解決していただきたいと思う。

高橋委員：答弁書は非公開であり、議場では答弁が正になる。町長が答弁書と違うことを言った場合、町長が実際に言った答弁が正なので、答弁書とは違うという再質問はあり得ないという気がする。

委員長：それはその通り。

加来議長：そういう点についても事前協議で話をしたが、矛盾するようなことはあり得ない。緊急なことが無い限りは答弁書に沿って答弁するという話はしていた。ただ、答弁書を渡してから変わることもあるかもしれない。それについては事前に言うように要望しておくべき。先ほど委員長が言ったように、多少幅を持たしておかないと答弁書は作りづらい。

もし変わるとしたら事前に執行側から答弁書を要求している人に言うように。そういう約束は取り付けておかないといけない。

高橋委員：今の話して十分だと思うが、議員が再質問の際に答弁書に書いてあったと言うことはいかがなものかということを使った。町長が答弁したことに対する質問ではなくて、本人だけが持っている答弁書に関する質問を議員がしたとすれば、周りの人が何のことを言っているのかわからない。だから、ルールとして答弁書に書いてあるなどの表現は使ってはいけないと決める必要があるのではないか。

委員長：その通りだと思う。議員しか知らないことだから十分注意しなくてはいけない。

加来議長：全員協議会と議員協議会の違いを例に挙げるが、議員協議会は非公開で正式な会議でないので本会議では説明を受けたことを引用して言えない。全員協議会は公開で正式な会議なので本会議で引用できる。答弁書についても議員協議会と同じく質問の際には引用してはいけないと思う。

委員長：そういうことなので、委員はしっかりと留意ください。

加来議長：答弁書は本人だけに渡すのだが、議事の進行上、議長と事務局にも渡す必要があると思うが、協議してもらいたい。

委員長：議長と事務局にはどの段階で渡すか。

加来議長：皆と同じ時期。

委員長：議長と事務局に渡すのは当然と思うがどうか。

(賛成の声あり)

委員長：議長と事務局についても、答弁書を渡すことにする。

委員長：今日は深い議論をさせてもらったという思いがある。今日はこの程度にして次回に別途協議していきたいと思う。次回は5月30日(火)10時からの開催とする。本日の委員会は終了する。ご苦労様でした。